

秘密保護法 解説

第12回 特定秘密と国会の関係～情報監視審査会

秘密保護法対策本部委員 清水 勉 (40 期)

内閣が提出した秘密保護法案は、昨年12月、与党（衆議院では野党の一部も）の賛成多数で可決成立したが、その内容は、国民だけでなく、国会（議員）にとっても重大な問題を含んでいた。

1つは、国会議員の秘密漏えいを重く処罰するという規定の創設であり、もう1つは、国会が行政秘密に対して監視機能を果たせない仕組みになっていることである。

このような法案を行政側から提出されて、賛成するということは、言い換えれば、国会の権限をあえて弱めるような選択を多くの国会議員がしたということである。

せめて、国会に関わる部分だけでも修正されるべきであった。しかし、国会は、国会議員の罰則規定はそのまま追認し、国会の監視機能についてはこれを回復すべく、一定の努力と成果があった。国会の監視機能について説明する。

秘密保護法では、第6条から第9条まで、行政機関が他者に特定秘密を提供するときの条件について書いてあるが、そこには国会は含まれていない。国会は第10条で「その他」の提供先のひとつとして規定されている。それだけでも格下という感じがする。

問題は、国会に特定秘密を提供する場合の条件だ。当初の法案では、提供の条件は政府が政令で定めることになっていて、提出することが「できる」となっていた。行政機関がどのようにでもできるということだ。この点は、衆議院で修正され、提供の条件は国会が独自に決めることができることになり、提出「するものとする」という義務規定に変わった。

これだけでは、実際に秘匿性の高い行政情報が国

会（の秘密会）に提示されることはないだろう。国会法には秘密会の規定があるが、運用ルールがほとんど書かれていない。これでは、行政機関が秘密情報を出し洩るのは当然だ。

国会に行政秘密を引き出すには、国会（議員）が行政秘密を外部に出さないための、それなりの「構え」を設けて実行する必要がある。そんな「構え」など作るべきではないというのであれば、行政秘密は出て来ない。

国会法等の改正によって、衆参両議院に創設されることになった情報監視審査会の「構え」の内容は、①会議の非公開、②特定秘密を見る場所の限定、③見る者の範囲の限定（委員と事務局職員のみ）（職員については国会内で適性評価を行う）、④独立の事務局体制と調査権限、⑤議員に対する牽制の手段（漏えいした場合に懲罰、罰則）などである。

内部告発を受け付ける権限は規定されなかったが、禁止されているわけではないので、特定秘密を曖昧化した形で内部告発をすることで、調査のきっかけにはなる。

規程では、委員数を8人とし、各会派の議席数に応じて委員数を割り当てるとしている。現状の国会では野党議員がほとんど入れない。今後は、15から20人くらいにして、野党議員が相当数入れて、活発な議論ができるようにすべきだろう。

審査会には行政機関に対する勧告権限しかなく、秘密指定の解除権がないからダメだ、という批判があるが、権力分立制からして国会に解除権を認めることはできない。それでも、与野党の議員と一緒に秘匿性の高い行政情報に接して対等に活発な議論をすることが、国会の監視機能強化の第一歩になると考えるべきだろう。